

塩谷広域行政組合消防本部管内各消防署に設置する飲料品自動販売機設置者募集要項

塩谷広域行政組合消防本部管内各消防署の敷地内に設置する飲料品自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）を次のとおり募集します。

なお、本案件は地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産の目的外使用許可によるものです。

1 設置概要

- (1) 設置する自動販売機の販売品は清涼飲料水とする。酒類販売は禁止する。
- (2) 自動販売機には使用電気量を計量するための計量器（子メーター）を設置するものとし、また、飲料容器等を回収するための回収ボックスを1台につき2個以上の割合で設置すること。

2 設置箇所の概要

設置箇所	台数	許可する 設置者数	在勤者数	1台当たり 設置面積等 (外形寸法上限)
(1) 栃木県矢板市富田 94 番地 1 消防本部兼矢板消防署 (屋内) 1 階職員通用口付近 右側	1	1	日勤者 約 20 名	
(2) 栃木県矢板市富田 94 番地 1 消防本部兼矢板消防署 (屋内) 1 階職員通用口付近 左側	1	1	隔日勤務者 約 50 名	(自動販売機) 幅 1,250 mm程度
(3) 栃木県さくら市櫻野 908 番地 氏家消防署 (屋外) 1 階職員事務室南側通用口付近	1	1	隔日勤務者 約 35 名	奥行 900 mm程度 (容器回収ボックス)
(4) 栃木県さくら市喜連川 794 番地 2 喜連川消防署 (屋内) 1 階会議室付近	1	1	隔日勤務者 約 21 名	1 個当たり 幅 600mm 程度 奥行 600mm 程度
(5) 栃木県塩谷町大字道下 1015 番地 1 塩谷消防署 (屋内) 1 階食堂付近	1	1	隔日勤務者 約 21 名	
(6) 高根沢町大字石末 898 番地 3 高根沢消防署 (屋内) 1 階職員事務室南側通用口付近	1	1	隔日勤務者 約 33 名	

・開庁時間

24 時間

3 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、塩谷広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）が設定した募集条件を変更しないことを前提に、使用状況等を勘案して支障がないと判断した場合は、設置を許可した日から3年を限度に毎年度更新することができる。

4 納付すべき料金

(1) 行政財産使用料（塩谷広域行政組合使用料及び手数料条例第3条第1項）

1台につき 60,000円／年 （一括前払い）

(2) 電気料

自動販売機に設置する計量器（子メーター）により算出した電気料金の実費相当額（当月末締め。納入期限、翌月末日）

(3) その他

自動販売機（子メーターを含む。）及び回収ボックスの設置・運営に伴う工事費用、光熱水費の費用は設置者の負担とする。

5 公募に参加できる者の資格

申込日時点で次の要件を満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

(1) 塩谷広域管内（矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町）に飲料品自動販売機を設置し、営業を行い、飲料品の補充、飲料容器の回収及び故障等緊急時に迅速な対応ができる者

6 自動販売機の設置条件等

- (1) 使用許可物件を「自動販売機設置管理運営」以外の用途で使用することはできない。
- (2) 使用許可物件に建物又は堅固な構築物を設置することはできない。
- (3) 使用許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできない。
- (4) 設置する自動販売機のデザインは、施設利用者に親しみやすいものとするため、消防本部と協議すること。
- (5) 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を軽減した自動販売機の設置に努めること。
- (6) 照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とすること。
- (7) 自動販売機（子メーターを含む。）及び回収ボックスは、常時使用可能な状態で設置すること。
- (8) 自動販売機及び回収ボックスの設置に当たっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- (9) 使用許可後は、消防本部の指示に従い速やかに所定の位置に自動販売機及び回収ボックスを設置し、設置後はその完了した旨を消防本部に報告すること。
- (10) 上記(9)の報告後、消防本部が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
- (11) 電気工事を必要とするときは消防本部の指示に従って行い、工事完了後はその旨を直ちに報告し、消防本部による検査を受けること。
- (12) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、設置者

の責任において速やかに原状に回復して返還すること。ただし、使用許可期間の満了前に、引き続き同一物件を使用することができる事が明らかになったときは、当該使用許可物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

7 自動販売機の管理運営

- (1) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解されること。
- (2) 販売品は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 販売品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置者が適切に行うこと。
- (4) 補充のための搬入及び回収ボックス内の飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 回収ボックス内の飲料容器等は、設置者の責任において適切に回収・リサイクルを行うこと。
- (6) 自動販売機、回収ボックス、自動販売機の周辺を清潔に保つこと。
- (7) 自動販売機の故障、釣銭不足等の苦情については、設置者の責任において迅速に対応すること。
- (8) 設置者は、当該月の清涼飲料水の売上本数を翌月末までに、文書（任意様式）により消防本部あて報告すること。

8 設置者選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての選定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じない場合。

- (2) 設置者が応募の資格を失った場合。
- (3) 指定する期日までに行政財産使用料の納付がない場合。
- (4) 設置者が社会的信用を著しく損なう行為等を行った場合。

9 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消します。

- (1) 使用期間中に、設置場所を消防本部において公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 設置参加申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 許可の条件に違反する等、設置者としてふさわしくないと消防本部が判断したとき。

10 損害賠償等

- (1) 設置者は、その責に帰すべき事由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 使用許可物件にかかった費用は、理由のいかんを問わず全て設置者の負担とし、これを消防本部に請求することはできない。

11 募集期間

令和8年1月8日（木）～令和8年2月12日（木）必着（郵送可）

12 提出時間（持参の場合）

午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

13 提出書類

- (1) 飲料品自動販売機設置参加申込書（様式1）
- (2) 飲料品自動販売機設置状況報告書（様式2）
- (3) 商業登記簿謄本（履歴事項証明書。コピー可）
- (4) 設置予定の自動販売機のカタログ

14 決定方法

申込者が多数の場合は、該当者に文書にて通知し、くじ引きによる抽選を行う。

15 使用許可申請の手続き

設置者に決定した者は、令和8年3月5日（木）までに行政財産使用許可申請書を提出すること。

16 その他

- (1) 設置場所の説明会は実施しない（現地確認は可能）。現地確認の際は事前に問合せ先に連絡すること。
- (2) 応募書類は返却しない。

17 提出先、問合せ先

〒329-2145

栃木県矢板市富田94番地1

塩谷広域行政組合消防本部 消防総務課 経理担当

TEL:0287-44-2513

FAX:0287-44-2525

E-mail: syoubousoumu@fire-shioya.jp